

## 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

昭和 39 年 4 月 1 日 告示第 220 号

最終改正 平成 24 年 3 月 30 日 告示第 333 号

### (競争入札参加資格者)

- 1 森林整備工事の請負契約に係る競争入札に参加することができる資格（以下第 6 において「競争入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる事項のすべてについて審査を受け、競争入札参加資格を有すると認定された者とする。
  - (1) 施行令第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。ただし、第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、静岡県が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
  - (2) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項により知事が認定した者（以下第 6 において「認定事業者」という。）又はこれに準ずる者として知事が認めるものであること。
  - (3) 次の専門技術者を雇用している者であること。
    - ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条第 3 項に基づく林業普及指導員資格試験（森林法の一部を改正する法律（平成 16 年 3 月 31 日法律第 20 号）による改正前の森林法第 187 条第 5 項に基づく林業改良指導員資格試験を含む。）に合格した者、知事が認定した林業作業士及び一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士又はこれらと同等以上の能力と経験を有する、森林施業関係専門技術者を 1 名以上雇用している者であること。（「これらと同等以上の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、森林整備工事に関し 13 年以上実務の経験を有する者及び学校教育法による高等学校を卒業した後、森林整備工事に関し 17 年以上実務の経験を有する者をいう。）
    - イ 建設業法施行令第 27 条の 3 に基づく土木施工管理技士及び造園施工管理技士又はこれらと同等以上の能力と経験を有する、施工管理関係専門技術者を 1 名以上雇用している者であること。（「これらと同等以上の能力と経験を有する技術者」とは、学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した後、施工管理業務に関し 3 年以上実務の経験を有する者及び学校教育法による高等学校を卒業した後、施工管理業務に関し 5 年以上実務の経験を有する者をいう。）
  - (4) 勤労者退職金共済機構の実施する「林業退職金共済制度」、「中小企業退職金共済制度」のいずれか又はこれらと同等程度の退職金共済制度に加入している者であること。
  - (5) 県税（法人の県民税、事業税及び軽油引取税に限る。）について、未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
  - (6) 県内に主たる事業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について、未納税額（徴収猶予に係るものを除く。）がない者であること。
  - (7) 法令等による処分を受け、その処分が終了又は改善されていない者でないこと。
  - (8) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。

以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

#### **(資格審査の時期)**

- 2 競争入札参加資格の審査(以下第6において「資格審査」という。)は、2年に1回定期に行う。

なお、知事が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

#### **(資格審査の申請)**

- 3 資格審査の申請をしようとする者は、3月1日から3月15日までに交通基盤部森林局森林保全課へ森林整備工事入札参加資格審査申請書を提出しなければならない。この場合において、3月15日が静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その翌日をもって申請の期限とする。

#### **(申請書の入手)**

- 4 森林整備工事入札参加資格審査申請書は、交通基盤部森林局森林保全課において交付する。

#### **(添付書類)**

- 5 資格審査申請書を提出する者は、次に定める書類を添付しなければならない。
  - (1) 認定事業体にあつては林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項に規定する認定を受けたことを証する書類、認定事業体に準ずる者として知事が認めるものにあつては認定事業体に準ずる能力を有することを証する書類
  - (2) 森林施業関係専門技術者資格認定書及び施工管理関係専門技術者資格認定書写し
  - (3) 林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又はその他退職金制度加入証書写し
  - (4) 最近1か年における県税について滞納及び未納のないことを証する納税証明書
  - (5) 消費税及び地方消費税について滞納及び未納のないことを証する納税証明書
  - (6) 法人にあつては登記簿謄本及び印鑑証明書、個人にあつては身分(身元)証明書及び印鑑証明書
  - (7) 申請直前の事業年度の決算関係証明書類(法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては所得税の確定申告書の写し)
  - (8) 営業に関し許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を得ている証拠書類の写し
  - (9) その他知事が指示する書類

#### **(通知及び名簿登載)**

6 知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知し、森林整備工事入札参加資格者名簿に登載する。

**(資格の有効期間)**

7 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格を認定した年の4月1日から、次の資格審査が行われる年の3月31日までとする。

なお、有効期間の更新は、次の定期の資格審査において行うものとする。

**(資格の認定の取消し等)**

8 知事は、競争入札参加資格が第6の1に規定する要件のうち(1)を欠くこととなった場合又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すものとする。

なお、資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。